

屋代南高校いじめ防止等方針

R6年度改訂

いじめ防止等に関する基本的な考え方

近年、情報技術の発展により、ネット上での誹謗中傷等、新たないじめ問題が発生し、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。「いじめはどの学校でも発生する」、「いじめは絶対許されない」等を全職員の共通認識のもと、その指導体制を構築し、学習指導や生徒指導、生徒会活動、クラブ活動等の学校教育全体をとおして、家庭や関係機関と連携しながら、計画的かつ日常的に取り組む。

いじめ防止等に関する基本方針

いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに発展する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつ。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

いじめの定義

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(文部科学省 平成19年1月)

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与えるもの（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法：平成 25 年 6 月 28 日公布）

いじめの様態

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

ア： 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

イ： 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネット（直接・間接）等による誹謗中傷や画像流出など

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

いじめの早期発見の取組

① 日常活動を通じた早期発見

- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。

② 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。その際、相談室を確保し保護者からの相談の受付担当を学級担任以外の職員も対応できるようにする。

③ アンケート調査の活用

- ・ 「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめ等の早期発見に努めるとともに、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

④ 保護者との連携

- ・ 保護者と日頃から連絡を密にする。